

■懇話会においては、基本方向（案） III 計画における目標の設定（目標設定）を基に意見聴取を実施

基本方向（案）P23-25	懇話会委員意見	対応方針
<p>III 計画における目標の設定（目標設定）</p> <p>1 学校規模の適正化を図る。</p> <p>(1) 中部地区知的障害特別支援学校の過密化解消を図るため、美咲特別支援学校の学校規模を中規模校とする。</p> <p>(2) 中部地区知的障害特別支援学校の過密化解消を図るため、はなさき支援学校の学校規模を小規模校とする。</p> <p>(3) 名護特別支援学校の教育部門を整理し、小規模校としての教育環境を整備する。</p> <p>(4) 隣接施設である、鏡が丘特別支援学校浦添分校の生徒数が減少する見込みであることから、隣接施設に入所する教育対象者については、鏡が丘特別支援学校の訪問教育の対象とする。</p> <p>(5) 那覇特別支援学校については、施設入所者を対象とする学校として教育環境を整備する。</p>	<p>○中規模、小規模の基準はあるか。</p> <p>○施設だけでなく、教育活動の面も考えての基準と考えていいか。</p> <p>○インクルーシブ教育が進むと、過小規模化が進む特支校もでると考えるが、そういう学校に対して適正化をどう図るか、そこを踏まえた対応が必要となるが。</p> <p>○新たな学校の設置について、それなりの設定は検討しているか。</p> <p>○はなさき分校設置時80名規模であったが、現在、児童生徒数がほぼ2倍になっている。何故、このような状況になったか、その分析をする必要がある。基本方向案では、那覇南部地区については、那覇みらい設置で適正規模化できると示されているが、はなさき分校の例からすると気になる。中部地区の推計はあるが、那覇南部地区の将来推計も必要ではないか。</p>	<p>○基本方向案に示しております、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害では、151名～250名規模の中規模校を適正規模の基準として考えております。 ・肢体不自由では、51名～151名規模の小規模校を適正規模の基準として考えております。 <p>○施設面、学校の教育活動が適正に行えるとの観点から考えております。</p> <p>○児童生徒数の動向等、過大規模校、過小規模校、それぞれの現状を踏まえた、全体的な教育環境整備が必要だと考えております。</p> <p>○過密化解消については、緊急的な対応も必要であることから、高等学校等の既存施設活用も検討するとともに、抜本的な対応として、今後、どのように進めるか検討いたします。</p> <p>○那覇南部地区の将来推計については、那覇みらい支援学校の設置を進めている現状等も考慮する必要があります。今後、実施計画策定と併せて検討していきます。</p>

基本方向（案）P23-25	懇話会委員意見	対応方針
<p>2 軽度知的障害高等部生徒の教育環境の充実を図る。</p> <p>目標</p> <p>(1) 北部地区における軽度知的障害高等部生徒数の調査及び名護特別支援学校産業コースの志願状況を踏まえ、県立高等学校内に併設型高等特別支援学校の設置を検討する。</p> <p>(2) 中部地区の軽度知的障害高等部の志願状況を踏まえ、併設型高等特別支援学校の定員増及び中部地区高等学校に新たな併設型高等特別支援学校の複数校設置に取り組む。</p>	<p>○目標設定の中で、併設型高等特別支援学校を那覇南部地区で3校、中部地区で1校設置とあるが、設置の裏付けの資料、志願者の予測が示されていないのではないかと思う。(P19)に今年度までの志願者数の推移があるが、美咲、はなさきと同じように、高等特別支援学校の志願者の予測があつて始めて、3校とか1校とか目標設定ができるのではないか。それを裏付けの資料として付けると、説得力があり理解が得られると考える。</p>	<p>○志願者予測については、実施計画策定と併せて検討していきます。</p>
<p>3 各区地域における障害種毎の教育環境を整理する。</p> <p>目標</p> <p>(1) 名護特別支援学校の教育部門と桜野特別支援学校の教育部門を整理し、北部地区の肢体不自由、病弱教育部門を桜野特別支援学校に統一することで、桜野特別支援学校の過小規模化の解消及び両校における障害種毎の専門性の確保により教育環境を整備する。</p> <p>(2) 鏡が丘特別支援学校の病弱教育部門を森川特別支援学校へ統一し、森川特別支援学校の設置学部と過小規模化の解消を図り、那覇南部地区における病弱教育部門の教育環境を整備する。</p>	<p>○文科省のインクルーシブ教育の推進により方針等、障害のある子供たちが地域で暮らせるようにという社会情勢も含め、複数障害種対応の学校整備だったと考えますが、大学での意見交換においては、障害のある子供たちについては、専門性の高い教育環境を整える必要があるとの声もある。</p> <p>専門的な指導体制と教員の専門性の向上を踏まえ、このような方向性になったと考えるが。</p>	<p>○特別支援学校制度への改正により、複数障害種対応の特別支援学校の整備も推進したところですので。このような学びの場を否定するものではなく、北部地区の学校規模の適正化及び専門性のある教育環境の場の整備として考えております。</p>

基本方向（案）P23-25	懇話会委員意見	対応方針
<p>4 交流及び共同学習を推進する。</p> <p>目標</p> <p>(1) 計画期間中の各地域の児童生徒数等の推移等を把握し、小・中・高等学校において、必要に応じた交流及び共同学習の推進にむけた教育環境の場を整備する。</p>	<p>○交流及び共同学習は凄く難しい状況にあると考える。特別な障害がある子供たちだけでなく、障害のない子供たちもきちんと教育的な効果がある事を踏まえ、共同学習は進められるべきものなので、障害理解を推進するために、関係する部署が連携を図り、今後、インクルーシブ教育の推進、共生社会を進めていく必要があるが。</p>	<p>○現時点において、どこの市町村でとか明確に検討しておりません。今後、状況に応じて、中部、南部等、関係市町村と連携しながら整備を考えていきます。</p>